

第70回 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成29年**5月25**日(木曜日)午前10時

場 所

東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

議決権行使期限

平成29年5月24日(水曜日)午後5時40分まで

目次

第70回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	4
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	35
株主総会参考書類	39

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目10番5号
株式会社 **オンワードホールディングス**
代表取締役
社 長 保 元 道 宣

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年5月24日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第70期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.onward-hd.co.jp/>) に掲載しております。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.onward-hd.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権の行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1

株主総会に当日
ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会開催日時

平成29年5月25日(木)
午前10時

2

郵送（書面）にて
行使いただく場合



各議案の賛否を
表示のうえ投函

行使期限

平成29年5月24日(水)
午後5時40分到着分

3

インターネットにて
行使いただく場合
(パソコン、スマートフォン)
(または携帯電話)



議決権行使サイト
<http://www.evote.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

平成29年5月24日(水)
午後5時40分入力分

インターネットによる議決権行使のご案内については、72～73頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策を背景に、企業収益や雇用環境に緩やかな改善が見られるものの、中国をはじめとする新興国の成長鈍化、欧州・中東における地政学的リスク、英国のEU離脱および米国の新政権への移行等により、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、個人消費の節約志向や慎重な購買行動に加え、インバウンド需要の減退が顕著になるなど、店頭の販売動向は総じて厳しい状況になりました。

このような経営環境のなか、当社グループは当連結会計年度を初年度とする中期経営計画の実行に着手し、基幹ブランドの商品価値向上や顧客サービスの拡充により安定的な収益の拡大をはかるとともに、Eコマースなどの高い収益性と成長が見込める事業を強化するなど、事業の選択と集中を推進いたしました。また、厳しい市場環境に対応する体質強化と成長戦略を実現するために、経営資源を成長事業にシフトする事業構造改革を行い、不採算ブランドの整理、不採算店舗の撤退ならびに物流改革・組織改革を推進いたしました。

以上の結果、連結売上高は2,449億円(前期比7.1%減)、連結営業利益は42億3百万円(前期比11.3%増)、連結経常利益は55億77百万円(前期比1.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は47億44百万円(前期比10.9%増)となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

アパレル関連事業

売上高 2,379億33百万円 前期比4.2%減

国内事業は、中核事業会社の株式会社オンワード樫山において、主力ブランドのプロモーションの強化や、Eコマース向け企画商品の充実、オンワードクローゼットと店頭の在庫情報の一元化による販売の機会損失削減などの施策により一定の成果は得られたものの、国内事業全般では、夏場から秋口にかけての天候不順の影響や、百貨店等の主力流通の衣料品売上が苦戦したことなどにより、減収減益となりました。

海外事業は、欧州地区は生産事業において安定的な収益を確保することができました。アジアおよび北米地区は再編が進み、業績の改善がはかれました。

以上の結果、売上高は2,379億33百万円（前期比4.2%減）、営業利益は54億61百万円（前期比1.7%減）となりました。

その他の事業

売上高 69億67百万円 前期比53.7%減

リゾート関連事業は、堅調に推移し、増収増益となりましたが、前連結会計年度にサービス関連事業のアクロストラנסポート株式会社の株式を譲渡したこともあり、その他事業全体としては減収減益となりました。

以上の結果、売上高は69億67百万円（前期比53.7%減）、営業利益は4億44百万円（前期比29.3%減）となりました。

事業セグメント別売上高

		売上高 (百万円)	増減率 (%)
アパレル関連事業	紳士服	45,878	△4.1
	婦人服	138,941	△6.9
	子供服	6,719	△2.1
	その他	46,394	4.3
	計	237,933	△4.2
その他の事業	サービス関連事業	1,160	△87.6
	リゾート関連事業	5,806	1.4
	計	6,967	△53.7
合計		244,900	△7.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は105億99百万円であります。その主なものは、売場設備の新設、改装および事業所の取得に関するものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本のファッション市場は成熟化し、グローバルな企業競争の下、消費者の選別はより厳しさを増しております。また人口減少・少子高齢化による人口構成の構造的な変化のなか、ライフスタイルに応じて流通を使い分ける選択消費や、消費者の嗜好の多様化などが進んでおります。

当社グループが対処すべき課題は、このような経営環境の変化に対応し、消費者に対して価値ある商品やサービスを提供することで収益拡大をはかり、成長性を高めることにあります。

① 国内事業について

当社グループは、「提供価値の多様化」と「顧客基盤の拡大」を推進するとともに、時代

にあわせた進化を行い、事業の拡大をめざしております。

既存ブランドについては、衣料品を中心としたお客様視点での商品価値の向上をはかり、収益性を向上させてまいります。さらにバッグ、コスメティックなどの非アパレル分野での事業拡大をはかってまいります。

また、お客様の満足度を高めるコト・サービスの提供や時間消費型店舗の開発を行い、ネットビジネスにつきましてもお客様の利便性を高めるオムニチャネル戦略を強力に推進してまいります。

② 海外事業について

当社グループは、グローバル戦略の加速化を積極的に推進してまいります。

欧州地区では、オンワードラグジュアリーグループの生産プラットフォーム基盤と、ジョゼフ・ジル・サンダー両ブランドとのシナジーを発揮する体制をさらに強固なものにすることで収益力の強化をはかってまいります。また、平成28年4月に株式を取得したモロー・パリは、バッグを中心としたラグジュアリーグッズブランドとしての地位を確立すべく、積極的に拡大をはかってまいります。

アジア地区では、既存事業の収益改善を踏まえ、今後はネットビジネスの拡大や新たな販路の開拓など、積極的な成長を推進してまいります。

北米地区では、運営体制の整備を進め、中期的な視点から必要な投資を行いながら事業拡大へ向けた取り組みを実行してまいります。

③ 商品開発について

当社グループは、常に新鮮で、付加価値の高い商品を消費者に提案していくことが使命であると考えております。そのために、グローバルネットワークによるファッショントレンド情報やオンワード総合研究所の技術力を活用して「ファッション」「テクノロジー」「クオリティ」の3つの側面から新たなアイテムを開発し、「新しい豊かさ」を提案してまいります。

④ 生産体制およびS C M（サプライチェーンマネジメント）推進について

当社グループは、商品の適地生産を基本としており、具体的には中国では協力工場との取り組みの強化および当社グループ工場の積極活用と、ベトナムなど中国以外の生産拠点の拡大による安定的な生産力確保を推進しております。

また、国内ではJ∞QUALITY(ジェイ クオリティ)の発足や高品質・高付加価値商品の二

一ズの高まりを受け、より一層の協力工場との関係強化に積極的に取り組んでおります。

⑤ CSR（企業の社会的責任）とコンプライアンスについて

CSR経営につきましては、顧客をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業として、社会的企業価値を高める重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、生活文化企業として豊かな人間生活づくりに貢献するとともに、「地球環境の保全」を経営の重要課題として捉え、人と環境にやさしい企業をめざしております。「この地球（ほし）を想う。この服をまとう。」を環境コンセプトとして定め、ファッションを基軸とした様々な企業活動を通じて、「地球と、世界の人々との共生」をめざしたチャレンジを続けております。たとえば、長くご愛用いただける高品質な商品の提供、環境への負荷を低減する最先端の技術や商品およびサービスの開発、衣料品の循環システムの構築を目指す「オンワード・グリーン・キャンペーン」の実施、社屋の省エネ化、低公害車両の導入、土佐山オンワード“虹の森”での森林保全活動などの取り組み等による、環境・社会貢献活動を推進しております。

コンプライアンスにつきましては、社会全体からコンプライアンス体制の充実がますます求められており、これを経営上の重要課題と位置付け、またコーポレートガバナンスの体制強化をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。具体的には、コンプライアンス活動のあり方や倫理上の規範を示した「コンプライアンスマニュアル」を作成し、オンワードグループコンプライアンス委員会が中心となり、社内研修の実施など継続的な啓蒙活動を行い、周知徹底をはかっております。また、当社グループは、一般社団法人オンワードクオリティセンターを設立し、品質管理等に関するノウハウを活用した製品品質の維持および向上につとめ、顧客の満足度をさらに高めていくとともに、SCMにおきましても、「オンワード認定工場制度」を立上げ、協力工場の労働環境の改善に取り組んでまいります。

個人情報保護法につきましても、「個人情報保護ガイドライン」を作成し、全役員および全従業員を対象に研修を実施し、継続的な啓蒙を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	平成25年度 第67期	平成26年度 第68期	平成27年度 第69期	平成28年度 第70期
売 上 高 (百万円)	280,007	281,501	263,516	244,900
経 常 利 益 (百万円)	12,211	7,162	5,504	5,577
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,658	4,204	4,278	4,744
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	29.69	26.78	28.27	31.47
総 資 産 (百万円)	313,430	340,854	313,454	273,226
純 資 産 (百万円)	175,028	185,315	172,337	165,670

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第68期より、表示方法の変更を行っており、第67期につきましても、これを遡及適用しました数値で表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社および重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
重要な子会社		%	
株式会社オンワード樫山	5,000百万円	100.0	衣料品等の製造販売
オンワード商事株式会社	410百万円	100.0	衣料品等の製造販売
チャコット株式会社	400百万円	100.0	ダンス用品の製造販売
株式会社クリエイティブヨーコ	162百万円	100.0	ペットファッション、なごみ雑貨の製造販売
株式会社アイランド	10百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社オンワードグローバルファッション	400百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社オンワードクリエイティブセンター	20百万円	100.0	商業施設等の企画・設計・施工
オンワードラグジュアリーグループS. P. A.	42,000千ユーロ	100.0	衣料品等の製造販売
ジョゼフLTD.	349千英ポンド	100.0	衣料品等の製造販売
オンワードビーチリゾートグアムINC.	54,989千米ドル	※ 100.0	ホテルおよびリゾート施設の運営管理
重要な関連会社			
株式会社ガイドーリミテッド	6,891百万円	21.5	繊維製品等の製造販売

(注) ※印は、間接保有の議決権が含まれております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	38,192百万円	177,336百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル関連事業（紳士服、婦人服等の繊維製品の企画、製造および販売）を主な事業内容とし、さらにサービス関連事業およびリゾート関連事業を行っております。

(8) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当 社	本 社	東京都中央区
	オンワード総合研究所	神奈川県横浜市都筑区
株 式 会 社 オ ン ワ ー ド 榎 山	本 社	東京都中央区
	東 京 店	東京都港区
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区
	福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区
	札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
	仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区
	広 島 支 店	広島県広島市西区
	厚 木 物 流 セ ン タ ー	神奈川県厚木市
	大阪支店・港オペレーションセンター	大阪府大阪市港区
オ ン ワ ー ド 商 事 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区
チ ャ コ ッ ト 株 式 会 社	本 社	東京都渋谷区
株 式 会 社 ク リ エ イ テ ィ ブ ヨ ー コ	本 社	長野県長野市
株 式 会 社 ア イ ラ ン ド	本 社	東京都渋谷区
株式会社オンワードグローバルファッション	本 社	東京都港区
株式会社オンワードクリエイティブセンター	本 社	東京都中央区
オンワードラグジュアリーグループS. P. A.	本 社	伊国 フィレンツェ
ジ ヨ ゼ フ L T D.	本 社	英国 ロンドン
オンワードビーチリゾートグアムINC.	本 社	米国 グアム
株 式 会 社 ダ イ ド ー リ ミ テ ッ ド	本 社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,456名	663名減

(注) 上記従業員の他に期中平均9,522名の臨時従業員（嘱託、臨時販売員、パートタイマー等）を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	30,579百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,401百万円
株式会社みずほ銀行	1,610百万円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 167,921,669株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式21,609千株が含まれております。

(3) 株 主 数 9,509名

(4) 大 株 主 (自己株式を除く)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
公益財団法人 檜山奨学財団	8,710	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	6,539	4.4
BNYML - NON TREATY ACCOUNT	5,039	3.4
株式会社 三越伊勢丹	5,001	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,701	3.2
日本生命保険相互会社	4,671	3.1
オンワードホールディングス取引先持株会	4,535	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,470	3.0
第一生命保険株式会社	4,200	2.8
株式会社 丸井グループ	3,417	2.3

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式21,609千株を保有しております。
 3. 持株比率は、自己株式21,609千株を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回数 (発行日)	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	1株当たり の発行価額	権利行使時 1株当たり 振込金額	権利行使期間	保有状況
第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成18年6月20日)	145個	当社普通株式 14,500株	1,541円	1円	平成18年7月1日から 平成48年6月30日まで	取締役 2名 145個
第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成19年7月20日)	166個	当社普通株式 16,600株	1,284円	1円	平成19年7月21日から 平成49年7月20日まで	取締役 2名 166個
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成20年6月20日)	320個	当社普通株式 32,000株	944円	1円	平成20年6月21日から 平成50年6月20日まで	取締役 2名 320個
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成20年6月20日)	32個	当社普通株式 3,200株	905円	1円	平成20年6月21日から 平成50年2月28日まで	取締役 2名 32個
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成21年3月18日)	102個	当社普通株式 10,200株	362円	1円	平成21年3月19日から 平成51年2月28日まで	取締役 2名 102個
第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成21年6月19日)	720個	当社普通株式 72,000株	432円	1円	平成21年6月20日から 平成51年6月19日まで	取締役 2名 720個
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成22年3月19日)	78個	当社普通株式 7,800株	475円	1円	平成22年3月20日から 平成52年2月29日まで	取締役 2名 78個
第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成22年6月18日)	523個	当社普通株式 52,300株	613円	1円	平成22年6月19日から 平成52年6月18日まで	取締役 2名 523個
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成23年3月18日)	113個	当社普通株式 11,300株	444円	1円	平成23年3月19日から 平成53年2月28日まで	取締役 2名 113個
第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成23年6月20日)	774個	当社普通株式 77,400株	510円	1円	平成23年6月21日から 平成53年6月20日まで	取締役 2名 694個 監査役 1名 80個
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成24年3月19日)	328個	当社普通株式 32,800株	444円	1円	平成24年3月20日から 平成54年2月28日まで	取締役 3名 328個
第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成24年6月20日)	1,203個	当社普通株式 120,300株	458円	1円	平成24年6月21日から 平成54年6月20日まで	取締役 3名 1,085個 監査役 1名 118個

発行回数 (発行日)	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	1株当たり の発行価額	権利行使時 1株当たり 振込金額	権利行使期間	保有状況
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成25年3月18日)	138個	当社普通株式 13,800株	572円	1円	平成25年3月19日から 平成55年2月28日まで	取締役 2名 138個
第14回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成25年6月20日)	910個	当社普通株式 91,000株	629円	1円	平成25年6月21日から 平成55年6月20日まで	取締役 3名 821個 監査役 1名 89個
第15回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成26年3月20日)	103個	当社普通株式 10,300株	466円	1円	平成26年3月21日から 平成56年2月29日まで	取締役 2名 103個
第16回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成26年6月20日)	1,037個	当社普通株式 103,700株	526円	1円	平成26年6月21日から 平成56年6月20日まで	取締役 4名 1,037個

- (注) 1. 当社社外取締役および社外監査役に対しましては、新株予約権を交付していません。
 2. 当社監査役に対しましては、第3回以降は新株予約権を交付していません。
 3. 上記のうち、第4回、第5回、第7回、第9回、第11回、第13回、第15回の新株予約権は、当社取締役就任前に付与されたものであります。
 4. 上記のうち、監査役が保有している第10回、第12回、第14回の新株予約権は、当社取締役在任時に付与されたものであります。
 5. 新株予約権の行使の条件
 (1) 新株予約権者は、当社取締役および監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 (2) 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
 6. 新株予約権の譲渡に関する事項
 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	廣内 武	株式会社オンワード樫山代表取締役会長
代表取締役社長	保元 道宣	株式会社オンワード樫山取締役
専務取締役	吉沢 正明	管理部門担当
		株式会社オンワード樫山取締役専務執行役員
		株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長
取締役	馬場 昭典	株式会社オンワード樫山代表取締役社長執行役員
取締役	一瀬 久幸	秘書・広報・人財・総務担当
		株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員
取締役	本庄 八郎	株式会社伊藤園代表取締役会長
取締役	中村 嘉秀	アルダージ株式会社代表取締役社長
常勤監査役	青山 仁	株式会社オンワード樫山監査役
常勤監査役	飯塚 賢一	株式会社オンワード樫山監査役
監査役	矢部 丈太郎	
監査役	大橋 一章	

- (注) 1. 取締役本庄八郎、中村嘉秀の両氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役矢部丈太郎、大橋一章の両氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 当事業年度中に退任した監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任日
常勤監査役	玉井 研一郎	平成28年5月26日

上記の監査役1名は、任期満了による退任であります。

4. 平成29年3月1日付で以下のとおり取締役の異動をしております。

氏名	新職	旧職
馬場 昭典	取締役副社長	取締役
一瀬 久幸	常務取締役	取締役

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は平成29年2月28日現在以下のとおりであります。

専務執行役員	大澤 道雄
常務執行役員	鈴木 恒則
常務執行役員	吉里 博一
常務執行役員	梅宮 栄八郎
執行役員	杉田 泉
執行役員	横山 泰生
執行役員	坂本 智彦
執行役員	三和 修
執行役員	須藤 隆史
執行役員	正津 昌範
執行役員	樋口 剛宏
執行役員	白石 丈宏
執行役員	清家 彦三郎
執行役員	三由 正嗣
執行役員	吉川 雅彦

(2) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

① 報酬体系と内容

役員の報酬等は、基本報酬、賞与および自社株取得目的報酬で構成しております。

イ. 基本報酬

取締役および監査役を対象として、常勤・非常勤、担当役割、職位、在任年数、個人別評価等を勘案し、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定いたします。

ロ. 賞与

取締役を対象として、過年度の連結業績等に基づき支給いたします。但し、社外取締役へは支給しておりません。

ハ. 自社株取得目的報酬

取締役を対象として、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として支給いたします。但し、社外取締役へは支給しておりません。

② 決定方法

取締役の基本報酬、賞与および自社株取得目的報酬は、平成19年5月24日開催の第60回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額（年額500百万円以内）の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

監査役の基本報酬は、平成7年5月25日開催の第48回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額（年額60百万円以内）の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	7名（2名）	434百万円（24百万円）
監査役（うち社外監査役）	5名（2名）	52百万円（16百万円）
合計	12名	487百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上しております取締役賞与金109百万円を含んでおります。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名、監査役4名であります。
3. 監査役の人数には、平成28年5月26日開催の第69回定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含んでおります。また、報酬等の総額には当該監査役の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

本庄取締役	当事業年度に開催しました取締役会9回のうち9回出席し、必要に応じ主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
中村取締役	当事業年度に開催しました取締役会9回のうち9回出席し、必要に応じ主に実業分野を中心とした経験と見識から発言を行っております。
矢部監査役	当事業年度に開催しました取締役会9回のうち9回出席し、また、監査役会17回のうち17回出席し、必要に応じ高い見識と幅広い経験から発言を行っております。
大橋監査役	当事業年度に開催しました取締役会9回のうち9回出席し、また、監査役会17回のうち17回出席し、必要に応じ学識経験者としての専門的見地から発言を行っております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えるべく、また、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である本庄八郎、中村嘉秀の両氏、および、社外監査役である矢部丈太郎、大橋一章の両氏は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- イ. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ロ. 上記の責任限定が認められているのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社が支払うべき監査証明業務についての報酬等の額	94百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	173百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に対して監査証明業務以外の財務内容調査等を委託しその対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査体制の品質管理基準等の状況を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

- ① 処分の対象者
新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容
業務改善命令（業務管理体制の改善）
3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に向けた「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

基本方針の内容は、以下のとおりです。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下のとおり定め、その方針に基づく内部統制システムおよび効率的で適法な企業体制を構築する。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役および使用人に法令および社内規定の遵守を徹底するため、「オンワードグループコンプライアンス規定」を基本方針とする。
- ② 取締役会は、コンプライアンス体制の統轄組織として、オンワードグループコンプライアンス委員会を設置し、その責任者として代表取締役を委員長に任命する。また、コンプライアンス所管部門をコンプライアンス部とし、「オンワードグループコンプライアンス規定」に基づく「コンプライアンスマニュアル」によりオンワードグループのコンプライアンス体制の構築および整備を推進する。
- ③ オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の浸透をはかる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会は、「規定管理規定」「文書管理規定」により適切な情報の保存および管理を行う。
- ② 取締役は、その職務の執行に係る文書および重要な情報を、各担当職務に従い、適切に保存し管理する。
- ③ 情報管理の所管部門をコンプライアンス部とする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
 - ② リスク管理体制の所管部門をコンプライアンス部とする。
 - ③ コンプライアンス部は、リスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響をおよぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
 - ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、「役員就業規定」および「職務権限規定」により、取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
 - ② 取締役会は、職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、事業会社コンプライアンス責任者を任命する。
 - ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス部と連動し適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
 - ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を社内および社外に設置し、運営する。
 - ④ 内部監査部は、各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社およびオンワードグループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはりん議および協議を行う。

- (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 経営上重要な決定をする場合は、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき当社へ報告を行う。
 - ② 業績についてグループ会議等で定期的に当社へ報告を行う。
 - ③ 業務上重要な事項が発生した場合は、その都度当社へ報告を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
 - ② 子会社のリスク管理体制の所管部門を当社のコンプライアンス部とする。
 - ③ 当社のコンプライアンス部は、子会社のリスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
 - ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。
- (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、子会社に係る「役員就業規定」および「職務権限規定」により、子会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
 - ② 子会社の取締役会は、子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
- (4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス責任者を任命する。
 - ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス部と連動し子会社について適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
 - ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を当社内および社外に設置し、運営する。

- ④ 当社の内部監査部は、子会社の各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とするときには、補助すべき使用人を監査役会の事務局として設置する。
 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役を補助すべき使用人の任命、異動および人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。
 - ② 監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行う。
 9. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - ② 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - ③ 補助使用人は、必要に応じて外部専門家等の監査業務に関する助言を受けることができる。
 10. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
 - ① 代表取締役および担当取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行う。
 - ② 取締役、執行役員および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。
 - (2) 子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、情報や意見交換を行う。
- ② 監査役会は、監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用する。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

15. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部監査部は、取締役会の指示により、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法およびその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築および整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の統括組織として、代表取締役を委員長とするオンワードグループコンプライアンス委員会を設置しております。オンワードグループコンプライアンス委員会は、毎年体制の見直しを行っており、当期も事業会社コンプライアンス責任者を新たに任命し、適切な体制で教育活動、啓蒙活動を実施いたしました。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、問題の早期発見と業務改善を実施いたしました。

2. リスク管理体制に関する取り組み

当社は、リスク管理については、コンプライアンス部が所管部門となり「オンワードグループリスク管理規定」に基づき、リスク管理体制の整備や問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会へ報告をいたしました。また、「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を継続して社内および社外に設置し、問題の未然防止、早期発見および業務改善に努めました。

3. 業務執行の適正性や効率性に関する取り組み

当社は、グループ各社の事業内容については、四半期ごとに開催する決算会議、半期ごとに開催するオンワードグループ拡大経営推進会議および国際ミーティング等で報告を受けました。グループ各社において重要な案件が発生した場合には、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき、りん議および協議を行い決定いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、内部監査部が財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑みて、期初に評価範囲の見直しを行い、選定した主要なグループ会社に対して、内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

4. 監査役の監査に関する取り組み

監査役は、取締役会、決算会議、オンワードグループ拡大経営推進会議、予算会議などの重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役との会合を持ち、情報や意見の交換を実施いたしました。会計監査人との関係においては、監査計画の説明、四半期レビューの結果報告、監査結果の報告を受けたほか、適宜、監査状況を聴取するなど情報交換や意見交換を行いました。また、当社およびグループ各社に対しては、必要に応じて往査を行い、業務の適正性を確認いたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定

に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付等の提案の中には、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものや、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるもの、あるいはステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないものなどもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針としております。

中長期的な経営戦略は、ファッションを基軸とした生活文化企業として、ブランドを磨き上げその価値の極大化をはかる「ブランド軸経営」を基本戦略にし、「独自の企画力」、「クオリティとコストバランスのとれた生産」、「売れ筋の追加体制」、「機敏な物流体制」、「強力な販売力」、「魅力ある売場環境」、「話題性のある広告宣伝」そして「最新の情報システムの活用」の基本項目を強化・進化させ、事業規模の拡大と経営基盤の強化をはかることが、ブランド価値の創造、企業価値向上につながると考えております。

また、継続的に企業価値を高めることをめざし、コーポレートガバナンス体制を強化し、経営効率の向上、および経営の健全性の向上に努め、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう取り組んでまいりました。平成17年より独立性の高い社外取締役・社外監査役を選任しており、独立役員である社外取締役2名・社外監査役2名を選任し、経営に対する監視機能の強化をはかっております。

また、従来より執行役員制度を採用しており、さらに取締役の任期を1年としております。

以上を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なス

テークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成26年5月22日開催の第67回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を継続することについて決議いたしました。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに買付者等との交渉の機会を確保するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

3. 具体的取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、上記2.に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的を持って導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等について持株比率は表示桁未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入しております。

連結貸借対照表 (平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	273,226	負債の部	107,556
流動資産	103,572	流動負債	85,684
現金及び預金	26,096	支払手形及び買掛金	13,960
受取手形及び売掛金	26,008	電子記録債務	17,947
商品及び製品	34,143	短期借入金	23,531
原材料及び貯蔵品	3,981	1年内返済予定長期借入金	13,834
仕掛品	2,091	未払金	4,286
繰延税金資産	3,270	未払費用	3,862
その他の流動資産	8,477	未払法人税等	1,096
貸倒引当金	△497	未払消費税等	1,867
固定資産	169,653	賞与引当金	967
有形固定資産	92,268	役員賞与引当金	181
建物及び構築物	29,188	返品調整引当金	304
機械装置及び運搬具	1,012	ポイント引当金	574
工具器具備品	5,161	その他の流動負債	3,267
土地	46,188	固定負債	21,872
その他の有形固定資産	10,718	長期借入金	3,418
無形固定資産	25,805	再評価に係る繰延税金負債	2,674
ソフトウェア	5,478	退職給付に係る負債	3,987
のれん	18,522	役員退職金引当金	166
その他の無形固定資産	1,804	預り保証金	1,042
投資その他の資産	51,579	その他の固定負債	10,581
投資有価証券	26,233	負債合計	107,556
長期貸付金	2,225	純資産の部	165,670
長期前払費用	579	株主資本	169,027
繰延税金資産	8,592	資本金	30,079
差入保証金	7,308	資本剰余金	50,043
その他の投資	7,201	利益剰余金	113,071
貸倒引当金	△561	自己株式	△24,167
資産合計	273,226	その他の包括利益累計額	△5,673
		その他有価証券評価差額金	323
		繰延ヘッジ損益	57
		土地再評価差額金	△6,923
		為替換算調整勘定	528
		退職給付に係る調整累計額	340
		新株予約権	779
		非支配株主持分	1,537
		純資産合計	165,670
		負債及び純資産合計	273,226

連結損益計算書 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		244,900
売上原価		131,638
売上総利益		113,262
販売費及び一般管理費		109,059
営業利益		4,203
営業外収益		
受取利息及び配当金	336	
受取地代及び家賃	1,120	
為替差益	534	
その他の収益	1,346	3,338
営業外費用		
支払利息	399	
売場什器除却損	173	
持分法投資損失	315	
賃貸費用	419	
その他の費用	656	1,964
経常利益		5,577
特別利益		
固定資産売却益	6,948	
投資有価証券売却益	3,006	9,955
特別損失		
固定資産処分損	90	
減損損失	1,658	
事業構造改革費用	2,084	
関係会社整理損	458	
その他の特別損失	260	4,552
税金等調整前当期純利益		10,980
法人税、住民税及び事業税	1,533	
法人税等調整額	4,705	6,239
当期純利益		4,740
非支配株主に帰属する当期純損失		3
親会社株主に帰属する当期純利益		4,744

連結株主資本等変動計算書 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	30,079	50,043	114,181	△18,040	176,263	1,118	△302
当期変動額							
剰余金の配当			△3,699		△3,699		
親会社株主に帰属する当期純利益			4,744		4,744		
自己株式の取得				△6,299	△6,299		
自己株式の処分			△106	171	65		
土地再評価差額金の取崩			△2,047		△2,047		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△794	360
当期変動額合計	—	—	△1,109	△6,127	△7,236	△794	360
当期末残高	30,079	50,043	113,071	△24,167	169,027	323	57

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	土地再評価差額金	為替換算調整	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△10,125	3,777	△975	△6,508	843	1,738	172,337
当期変動額							
剰余金の配当							△3,699
親会社株主に帰属する当期純利益							4,744
自己株式の取得							△6,299
自己株式の処分							65
土地再評価差額金の取崩							△2,047
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,202	△3,248	1,316	834	△64	△200	569
当期変動額合計	3,202	△3,248	1,316	834	△64	△200	△6,666
当期末残高	△6,923	528	340	△5,673	779	1,537	165,670

貸借対照表 (平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	177,336
流動資産	10,581
現金及び預金	900
未収還付法人税等	1,626
短期貸付金	2,747
未収入金	4,979
その他の流動資産	326
固定資産	166,755
有形固定資産	28,208
建物	5,079
構築物	150
工具器具備品	511
土地	21,690
その他の有形固定資産	776
無形固定資産	346
ソフトウェア	207
その他の無形固定資産	138
投資その他の資産	138,200
投資有価証券	14,964
関係会社株式	107,277
長期貸付金	22,954
長期前払費用	25
繰延税金資産	4,962
その他の投資	3,681
貸倒引当金	△15,666
資産合計	177,336

科 目	金 額
負債の部	30,571
流動負債	20,748
短期借入金	6,830
1年内返済予定長期借入金	13,000
未払金	233
未払費用	269
賞与引当金	66
役員賞与引当金	109
その他の流動負債	239
固定負債	9,822
長期借入金	3,000
再評価に係る繰延税金負債	1,434
関係会社投資損失引当金	3,674
預り保証金	1,088
その他の固定負債	625
負債合計	30,571
純資産の部	146,764
株主資本	152,274
資本金	30,079
資本剰余金	51,550
資本準備金	51,550
利益剰余金	95,934
利益準備金	5,482
その他利益剰余金	90,452
買換資産圧縮積立金	21
別途積立金	78,709
繰越利益剰余金	11,721
自己株式	△25,290
評価・換算差額等	△6,289
その他有価証券評価差額金	1,704
土地再評価差額金	△7,993
新株予約権	779
純資産合計	146,764
負債及び純資産合計	177,336

損益計算書 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	3,826	
関係会社配当金収入	5,787	9,614
営業費用		3,832
営業利益		5,781
営業外収益		
受取利息及び配当金	683	
受取地代及び家賃	1,036	
為替差益	702	
その他の収益	363	2,786
営業外費用		
支払利息	157	
貸倒引当金繰入額	3,857	
賃貸費用	393	
その他の費用	282	4,690
経常利益		3,877
特別利益		
投資有価証券売却益	3,006	
関係会社清算益	2,621	
固定資産売却益	1,922	
投資損失引当金戻入額	941	
その他の特別利益	226	8,718
特別損失		
関係会社株式評価損	3,225	
その他の特別損失	235	3,460
税引前当期純利益		9,134
法人税、住民税及び事業税	△1,822	
法人税等調整額	3,058	1,235
当期純利益		7,899

株主資本等変動計算書 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,079	51,550	51,550	5,482	21	91,709	△5,371	91,840
当期変動額								
別途積立金の取崩						△13,000	13,000	-
剰余金の配当							△3,699	△3,699
当期純利益							7,899	7,899
自己株式の取得								
自己株式の処分							△106	△106
買換資産圧縮積立金の積立額					0		△0	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	0	△13,000	17,093	4,093
当期末残高	30,079	51,550	51,550	5,482	21	78,709	11,721	95,934

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△19,163	154,308	2,512	△8,070	△5,557	843	149,594
当期変動額							
別途積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		△3,699					△3,699
当期純利益		7,899					7,899
自己株式の取得	△6,299	△6,299					△6,299
自己株式の処分	171	65					65
買換資産圧縮積立金の積立額		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△808	76	△731	△64	△795
当期変動額合計	△6,127	△2,033	△808	76	△731	△64	△2,829
当期末残高	△25,290	152,274	1,704	△7,993	△6,289	779	146,764

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

株式会社オンワードホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 誠三郎 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

株式会社オンワードホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 勝彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大下内 徹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大屋 誠三郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第70期事業年度の取締役の職務執行全般に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議するほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、その子会社を訪問し、質問等を行いました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年4月19日

株式会社オンワードホールディングス 監査役会

常勤監査役	青山	仁	㊟
常勤監査役	飯塚	賢一	㊟
監査役	矢部	丈太郎	㊟
監査役	大橋	一章	㊟

(注) 監査役矢部丈太郎および監査役大橋一章は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つと位置づけ、配当性向の目安を35%以上とし、安定的で業績に連動した適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、3,511,498,584円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひろ うち たけし 廣 内 武 (昭和17年11月5日)	昭和40年 4月 当社入社 昭和60年 5月 当社取締役 平成 3年 4月 当社常務取締役 平成 6年 4月 当社専務取締役 平成 9年 3月 当社代表取締役社長 平成17年 3月 当社代表取締役会長執行役員 平成19年 9月 当社代表取締役会長兼CEO 株式会社オンワード樫山代表取締役会長執行役員 平成21年 3月 当社代表取締役会長 平成23年 9月 当社代表取締役会長兼社長 平成26年 5月 株式会社オンワード樫山代表取締役会長 平成27年 3月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	135,383株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>廣内武氏は、管理部門、営業部門、国際部門、企画部門等を歴任し、当社グループ事業全般に精通しているとともに、経営に関する豊富な経験と知識を有しております。現在代表取締役会長として、当社グループの経営全般を統括し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>やす もと みち のぶ 保元道宣 (昭和40年9月13日)</p>	<p>平成18年5月 当社入社 平成19年3月 当社執行役員 平成19年9月 株式会社オンワード樫山執行役員 平成21年3月 当社執行役員 平成23年3月 当社常務執行役員 株式会社オンワード樫山常務執行役員 平成26年5月 当社取締役 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員 平成26年9月 同社取締役専務執行役員 平成27年3月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 株式会社オンワード樫山取締役 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樫山取締役</p>	32,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 保元道宣氏は、国際部門、企画部門、情報システム部門、経営企画部門等を歴任し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在代表取締役社長として、当社グループの経営執行責任者の立場で事業を遂行し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。</p>		
3	<p>ば ば あき のり 馬場昭典 (昭和43年1月23日)</p>	<p>平成2年4月 当社入社 平成16年3月 当社執行役員 平成17年3月 当社常務執行役員 平成19年9月 株式会社オンワード樫山常務執行役員 平成22年3月 同社取締役常務執行役員 平成23年9月 同社代表取締役社長執行役員 平成24年5月 当社取締役 平成29年3月 当社取締役副社長次世代事業開発担当 (現在に至る)</p>	63,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】 馬場昭典氏は、営業部門、企画部門を歴任し、当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山の代表取締役社長執行役員として、ブランド事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大を行うなどの経験があり、当社の事業に精通し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在取締役副社長として、当社グループの次世代事業開発を担当し、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	よし ぎわ まさ あき 吉沢 正明 (昭和21年2月19日)	昭和43年4月 当社入社 平成15年5月 当社常務取締役 平成17年3月 当社取締役常務執行役員 平成19年9月 当社常務取締役 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員 平成21年3月 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長 (現在に至る) 平成23年3月 当社専務取締役 株式会社オンワード樫山取締役専務執行役員 平成26年3月 当社専務取締役管理部門担当 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長	27,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>吉沢正明氏は、管理部門および海外を含む当社グループ会社の責任者を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と経理・財務分野での相当程度の知見を有しております。現在専務取締役として、当社グループの管理部門を担当し、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。</p>	
5	いち の せ ひさ ゆき 一瀬 久幸 (昭和30年9月24日)	昭和54年4月 当社入社 平成18年3月 当社執行役員 平成19年9月 株式会社オンワード樫山執行役員 平成25年3月 当社常務執行役員 株式会社オンワード樫山常務執行役員 平成27年3月 同社取締役常務執行役員 (現在に至る) 平成27年5月 当社取締役 平成29年3月 当社常務取締役秘書・広報・人財・総務担当 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員	11,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>一瀬久幸氏は、営業部門、管理部門を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。現在当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山の取締役常務執行役員を兼務するとともに、当社常務取締役として秘書・広報・人財・総務を担当し、各種法改正に対応した業務制度の改革を行うなど、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補といたしました。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	ほん じょう はち ろう 本 庄 八 郎 (昭和15年8月31日)	昭和62年 4月 株式会社伊藤園代表取締役副社長 昭和63年 5月 同社代表取締役社長 平成17年 5月 当社取締役 (現在に至る) 平成21年 5月 株式会社伊藤園代表取締役会長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社伊藤園代表取締役会長	20,000株
【取締役候補者とした理由】 本庄八郎氏は、当社の属する業界にとらわれない幅広い見識と、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験および役員としての経営経験から、当社社外取締役としての職責を果たしております。業務執行を監督する適切な人材と判断しており、引き続き社外取締役の候補といたしました。			
7	なか むら よし ひで 中 村 嘉 秀 (昭和17年10月22日)	平成10年 6月 ソニー株式会社執行役員常務 平成12年 6月 ソニーケミカル株式会社代表取締役社長 平成16年 6月 ソニー株式会社業務執行役員上席常務 平成18年 7月 アルダージ株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 平成19年 5月 当社取締役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] アルダージ株式会社代表取締役社長	1,000株
【取締役候補者とした理由】 中村嘉秀氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役としての職責を果たしております。業務執行を監督する適切な人材と判断しており、引き続き社外取締役の候補といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本庄八郎、中村嘉秀の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 本庄八郎氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって12年間であります。
 - ② 中村嘉秀氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって10年間であります。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社の「社外役員の独立性基準」(44～45頁)を満たしております。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役候補者である本庄八郎、中村嘉秀の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額としております。
- なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

【ご参考】

社外役員の独立性基準

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外役員としての独立性を有しないものとみなします。

1. 当社の業務執行者(※1)が役員に就任している会社
当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
2. 主要な取引先関係
当社を主要な取引先とする者(※2)もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先(※3)もしくはその業務執行者
3. 当社の監査法人
当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者
4. 社外専門家関係
当社から役員報酬以外に多額(※4)の金銭その他の財産を得ている専門家(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう)
5. 寄付先関係
当社から多額(※5)の寄付を得ている者(当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう)
6. 大株主関係
当社の議決権の10%以上を実質的に有する者または当該者の業務執行者
7. 過去該当者関係
過去5年間上記1.から5.に該当していたことがある者
8. 近親者関係
上記1.から7.のいずれか(重要でない者を除く)に該当する者の近親者

<注記>

(※1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人、従業員(顧問を含む)をいう。

(※2) 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を

を超える支払いを当社から受けていた者をいう。

- (※3) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。
- (※4) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。
- (※5) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成29年4月7日開催の取締役会において、当社が平成26年5月22日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご賛同をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続することにつき、平成29年5月25日開催予定の当社第70回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、議案としてお諮りさせていただくことに関して決議を行い、その旨を公表いたしました。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、現プランを一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた場合には、ご承認をいただいたときから、平成32年5月開催予定の当社定時株主総会終結のときまでといたします。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

本プランにおいて現プランから見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

- ①大量買付者から新株予約権を取得する場合、金銭等の経済的利益の交付を行わないことを明記しました。
- ②本プランの有効期間に合わせ、独立委員会の委員の任期を1年から3年に変更しました。
- ③その他、文言等の修正を行いました。

本プランの具体的内容につきましては、以下のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値

ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付等の提案の中には、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものや、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるもの、あるいはステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないものなどもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針としております。

また、当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が、当社グループの企業価値ならびに株主価値を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、適切な経営資源配分および戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を加速してまいります。

2. 企業価値向上のための取り組み

当社の中長期的な経営戦略は、ファッションを基軸とした生活文化企業として、ブランドを磨き上げその価値の極大化をはかる「ブランド軸経営」を基本戦略にし、「独自の企画力」、「クオリティとコストバランスのとれた生産」、「売れ筋の追加体制」、「機敏な物流体制」、「強力な販売力」、「魅力ある売場環境」、「話題性のある広告宣伝」そして「最新の情報システムの活用」の基本項目を強化・進化させ、事業規模の拡大と経営基盤の強化をはかることが、ブラ

ンド価値の創造、企業価値向上につながると考えております。

当社は、平成28年4月11日に平成28年度を初年度とし平成30年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画を発表いたしました。オムニチャネル化とグローバル化の推進により、業績目標として、平成30年度に売上高2,800億円、営業利益100億円、ROE 5%を計画しております。

本中期経営計画の基本方針では、衣料品を中心とした商品価値の向上やお客様の満足を高めるサービスの拡充をはかる「提供価値の多様化」と、様々な場面で顧客との接点の拡大をはかる「顧客基盤の拡大」を推進することにより、事業の拡大をめざしております。

「提供価値の多様化」としては、衣料品の価値を高めるとともに、商品の提供領域を拡大すべく、ライフスタイルに関わるバッグ、ジュエリー、コスメティックなどの分野での事業拡大を推進してまいります。また、「顧客基盤の拡大」としては、お客様の満足を高めるコト・サービスの提供や時間消費型店舗の開発を行い、ネットビジネスにつきましてもお客様の利便性を高めるオムニチャネル戦略を強力に推進してまいります。

本中期経営計画の重点戦略では、衣料品の価値を更に高めるために、従来の企画力・開発力・技術力に加え、欧州での高付加価値生産の拡大、J∞QUALITY(ジェイ クオリティ)を含むMade in Japan生産の拡大、外部クリエイターとのコラボレーション、コストバランスのとれた生産体制の追及を実行してまいります。また、顧客基盤を拡大するために、オンワードメンバーズ会員数の拡大、EC・店舗・倉庫の各在庫データ連携による購入利便性の向上、新規メディアなどの活用による潜在顧客層との接点拡大を実行してまいります。

CSR経営につきましても、顧客をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業として、社会的企業価値を高める重要な経営課題と認識しております。生活文化企業として豊かな人間生活づくりに貢献するとともに、「地球環境の保全」を経営の重要課題として捉え、人と環境にやさしい企業をめざしております。「この地球(ほし)を想う。この服をまとう。」を環境コンセプトとして定め、ファッションを機軸とした様々な企業活動を通じて、「地球と、世界の人々との共生」をめざしたチャレンジを続けております。たとえば、長くご愛用いただける高品質な商品の提供、環境への負荷を低減する最先端の技術や商品およびサービスの開発、衣料品の循環システムの構築をめざす「オンワード・グリーン・キャンペーン」の実

施、社屋の省エネ化、低公害車両の導入、土佐山オンワード“虹の森”での森林保全活動などの取り組み等による、環境・社会貢献活動を推進しております。

3. コーポレートガバナンス体制の強化

当社は、継続的に企業価値を高めることをめざし、コーポレートガバナンス体制を強化し、経営効率の向上、および経営の健全性の向上に努め、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう取り組んでまいりました。平成17年より独立性の高い社外取締役・社外監査役を選任しており、独立役員である社外取締役2名・社外監査役2名を選任し、経営に対する監視機能の強化をはかっております。

また、従来より執行役員制度を採用しており、さらに取締役の任期を1年としております。社内管理体制におきましても、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、内部監査部等を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。平成28年には、コーポレートガバナンス・コードにおける基本的な考え方に則った当社独自の「コーポレートガバナンス・ポリシー」を作成し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

これらのコーポレートガバナンス体制の品質向上をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように今後も努めてまいります。

当社は、以上を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（本プラン）

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従って、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を組成し、当社取締役会は、対抗措置の発動等にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3名が就任する予定です。

また、平成29年2月末日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等(注1)について、保有者(注2)の株式等保有割合(注3)が20%以上となる買付け

- (ii) 当社が発行者である株式等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株式等の株式等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断ならびに当社取

締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「当初情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会および独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、「意向表明書」の受領日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し買付者等が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって「取締役会評価期間」（④にて後述します。）を開始するものとします。（但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「当初情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者(注10)、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模

買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)

- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取り決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については速やかに開示し、その概要および本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会

を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大で90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとなりますが、その期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。

当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方

法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様にご提案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)ないし(iii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合若しくは買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合
独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

なお、別紙4-1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

- (ii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞がある場合

独立委員会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

なお、別紙4-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められることとします。

- (iii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(i)および(ii)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

独立委員会が、上記⑤(ii)に従い、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、また、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守・承諾するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、当該承認決議のときから平成32年5月開催予定の定時株主総会終結のときまでとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更また

は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

すなわち、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために継続されるものであり（2.参照）、株主および投資家の皆様、買収者に対して内容を開示し、株主の皆様の意思を反映させる仕組みをとっております（3.(1)参照）。また、経営者の保身による対抗措置発動の濫用防止のため、客観的な発動要件を定め（3.(1)参照）、独立委員会を設置して透明性を確保するとともに（2.参照）、取締役会によりいつでも廃止できることになっております（3.(3)参照）。さらに、本プランは、5.に記載のとおり、買収者以外の株主の皆様は極力損害を与えないように設計されております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断するために必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり、株主の皆様のために買付者等と交渉したりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります（3. (3)参照）。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

また、本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、ならびに独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、独立委員会を設置します。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本

新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、および株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外

- の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
 - (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下、「独立委員」）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（株主意思を確認すべき旨を含む。）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの廃止および変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の略歴

本 庄 八 郎 (ほんじょう はちろう)
 昭和62年 4 月 株式会社伊藤園代表取締役副社長
 昭和63年 5 月 同社代表取締役社長
 平成17年 5 月 当社社外取締役 (現任)
 平成21年 5 月 株式会社伊藤園代表取締役会長 (現任)

矢 部 丈 太 郎 (やべ じょうたろう)
 平成 9 年 6 月 公正取引委員会事務総局事務総長
 平成10年 7 月 財団法人公正取引協会副会長
 平成16年 4 月 実践女子大学教授
 平成17年 5 月 当社社外監査役 (現任)
 平成19年 9 月 株式会社オンワード樺山社外監査役
 平成20年 4 月 公立大学法人横浜市立大学理事 (現任)

塩 崎 勤 (しおざき つとむ)
 昭和37年 4 月 京都地方裁判所判事補
 昭和54年 4 月 最高裁判所調査官
 平成 4 年 3 月 函館地方裁判所、同家庭裁判所所長
 平成 6 年 4 月 名古屋高等裁判所部総括判事
 平成 8 年 3 月 東京高等裁判所部総括判事
 平成12年12月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) (現任)
 平成13年 1 月 桐蔭横浜大学法学部教授
 平成16年 4 月 法政大学大学院法務研究科教授

- (注) 1. 当社は、本庄八郎、矢部丈太郎の両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 2. 上記三氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

当社の大株主の株式保有状況

当社大株主上位10名の株式保有状況（平成29年2月末現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
公益財団法人 檜山奨学財団	8,710	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	6,539	4.4
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	5,039	3.4
株式会社 三越伊勢丹	5,001	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,701	3.2
日本生命保険相互会社	4,671	3.1
オンワードホールディングス取引先持株会	4,535	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,470	3.0
第一生命保険株式会社	4,200	2.8
株式会社 丸井グループ	3,417	2.3

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式21,609千株を控除して計算しております。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合。
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合。
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合。
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合。
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合。

当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があると認められる類型

1. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合。
2. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を妨げる虞があると判断される場合。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注11)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注12)、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注13)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。ただし、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社は、当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

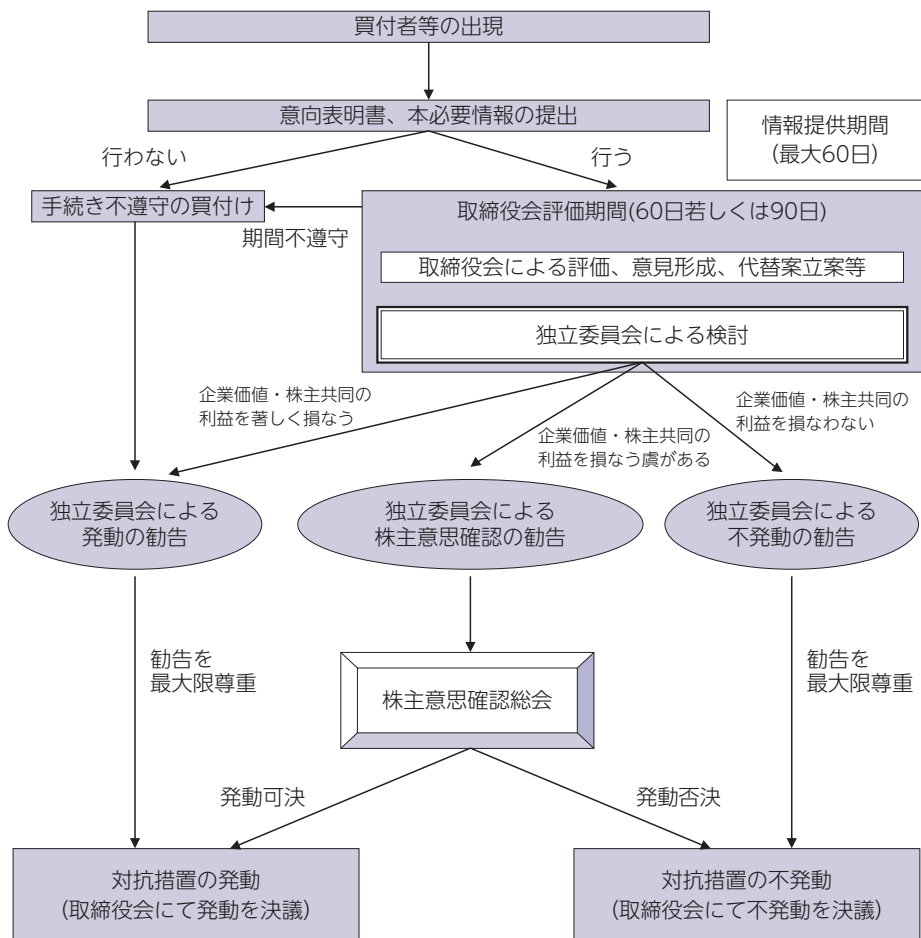
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (注11) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注12) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。（毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によってはご利用できない場合もございます）

【議決権行使ウェブサイト】

<http://www.evote.jp/>

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従つて議決権を行使してください。
- (3) 郵送とインターネットにより議決権を行使された場合には、インターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権の行使は、平成29年5月24日（水曜日）午後5時40分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取り扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトでお手続きください。(携帯電話のメールアドレスは指定できません)

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

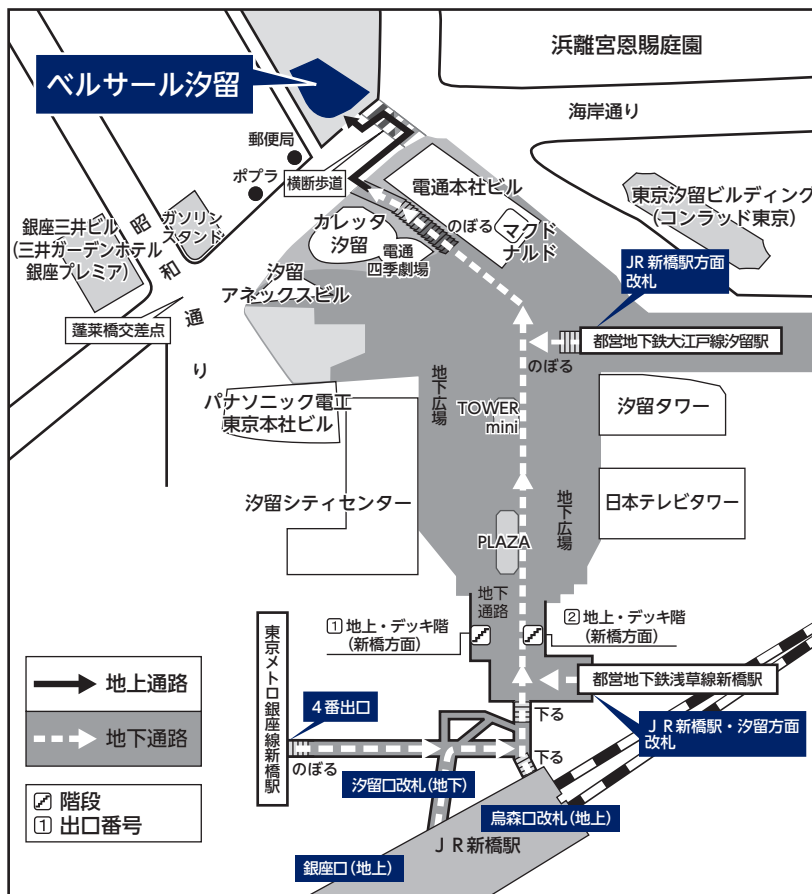
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図

会場

住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

東京都中央区銀座八丁目21番1号



交通のご案内

- 〈JR新橋駅〉
「汐留口改札」「烏森口改札」「銀座口」より徒歩10分
- 〈東京メトロ銀座線新橋駅〉
「4番出口」より徒歩10分

- 〈都営地下鉄浅草線新橋駅〉
「JR新橋駅・汐留方面改札」より徒歩10分
- 〈都営地下鉄大江戸線汐留駅〉
「JR新橋駅方面改札」より徒歩8分

※上記は「地下通路」のご案内図です。

各路線改札口より地下通路をお通り下さい。

会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用下さい。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。